

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	西松建設（株）						
所在地	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号						
建設業許可番号	00-001100						
入札参加停止期間	令和7年12月27日から令和8年3月26日まで（3か月）						
事実概要	<p>西松・不動・神稲建設共同企業体は、平成12年度県単道路改良工事県道荻原小川線（木曽川右岸道路）木曽郡上松町ねざめトンネル（小野ヶ谷側工区）において、覆工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発生させた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められる。</p>						
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第1-1第1号（粗雑工事）に該当し、建設工事の契約の相手方として不適当であると認められるため。</p>						
備考	<p>【入札参加停止措置要領別表抜粋】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">措置要件</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">粗雑工事</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1か月以上 6か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	粗雑工事	1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき	1か月以上 6か月以内
措置要件	期間						
粗雑工事	1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき	1か月以上 6か月以内					